

## 令和7年度第5回千葉県県土整備公共事業評価審議会 議事録

**1 会議の日時** 令和8年1月21日（水）午前9時30分から午前11時00分

**2 場 所** 千葉県庁南庁舎4階県土整備部会議室

**3 出席者**

(1) 委員

(オンライン) 轟朝幸、手計太一、渡部大輔、磯野綾、高橋岩仁、二村真理子、  
吉村晶子、渡辺芳邦、田中憲一

(名簿順、敬称略)

(2) 県土整備部幹部職員

大塚県土整備部次長

(3) 関係課

河川整備課、県土整備政策課（事務局）

**4 審議会に付した議題**

(1) 評価実施要領に基づく評価を実施する事業について

(2) その他

**5 議事の概要**

- ・ 審議状況の公開について確認（千葉県県土整備公共事業評価審議会運営規程第7の規定により、今回の3件について公開で審議することを確認）
- ・ 傍聴者の入室（傍聴者0名、報道関係者2名）

■ 議事（1）評価実施要領に基づく評価を実施する事業について

① 社会資本整備総合交付金（海岸事業）

北九十九里～一宮海岸高潮対策事業

（事業担当（河川整備課）より事業内容を説明）

○ 会 長：御説明ありがとうございました。

それでは本事業について御審議をお願いいたします。

御質問御意見ありましたら御発言をお願いいたします。

○ 委 員：御説明ありがとうございました。工事の早期完成を願うところですが、津波対策として、河川の津波遡上についてどのような対応をとられているのか教えてください。

●事業担当：今回の事業においては、河川遡上に対しての事業は内容に含まれておりません。東北地方太平洋沖地震の際に被害を受けた九十九里沿岸の河川は遡上対策を実施済みです。主に海岸の堤防被覆が今回の事業内容となります。

○委員：ありがとうございます。河川遡上については、河川で実施しているということで、安心しました。以上です。

○会長：ありがとうございます。別途事業で対応ということですね。  
その他、いかがでしょうか。

○委員：今回の事業に関しては非常に大事な事業であると思いますし、また費用便益比も十分に数字が確保されているということで、継続は妥当であると思います。早期完成が望まれると思います。

1つ教えていただきたいのですが、今回、粘り強い構造によって、何らかの便益を発生するが定量化は難しいので、新たな便益計算はしないが費用は追加するということがあったと思います。

今回のように非常に優良事業であれば、十分な数字が確保できる場所ですけど万が一、この費用を足したことによって、1.0が確保できない場合どのように対処するのでしょうか。

●事業担当：今回事業の便益の算定につきましては、国土交通省が定める減災効果を有する粘り強い構造の海岸堤防評価手法という、土堤をさらにコンクリート被覆した場合の便益の算定方法を使っています。今回事業の便益は、土堤ができたことによる浸水被害の軽減便益を算出しておりまして、コンクリート被覆をすることによって変わることはありません。

委員がおっしゃるように1.0を下回る場合も考えられますが、対処方法については現段階では、特に持ち合わせてはいませんが、今回は1.0を上回っており、事業内容としては非常に効果のあるものと認識しております。

○委員：1.0を下回ったとしても、その数字を示した上で、9分間の効果のような定性的に色々な文章で説明を加える対応になるのかなと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

●事業担当：貨幣換算価値化できない部分の効果というものは、当然ございますので、堤防破堤の遅延時間によって、避難時間を稼ぐことや浸水被害の軽減が図られるというところを評価していくものと考えております。

○委員：承知しました。ありがとうございました。

○会長：ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

○委員：1つは冒頭にお話された事業名称が高潮なのに、事業内容が津波なのはなぜですか。

●事業担当：国の交付金を受けて事業を実施しておりまして、そのネーミングが高潮対策事業という大括りの事業がありまして、高潮対策事業の細別の中のメニューとして津波対策もできるということになっております。事業名としますと、高潮対策事業という名称が使われます。

○委員：承知しました。問題がなければ構いません。

次に12ページの床下浸水の軽減効果がマイナスになるのはなぜでしょうか。

●事業担当：こちらは床上浸水が減っておりまして、その分が床下浸水にスライドするということで、床下浸水は増えてしまいます。

○委員：水深自体が低くなるからということでしょうか。

●事業担当：浸水深が低くなりますので、床上浸水が床下浸水に移動することによって、床下浸水の戸数が増えてしまいます。全体では軽減効果を確認できました。

○委員：分かりました。

破堤遅延時間が9分の効果は定量的に難しいという話をされていて、そうだと思うのですが、例えば、避難強化や警報の強化、土地利用の誘導などと比較すると、堤防機能を強化したほうが、アドバンテージが出るということは説明があってもいいのではないかと思いました。特に土地利用誘導はやれそうでできないですし、金額がかかりますので、比較すると優位性がより出るのではないかなと思いましたので、御検討いただければと思います。

また、12kmを一律にやるのではなくて、人口や資産が集中しているところなど、よりリスクが高いところから実施する計画はされているのでしょうか。

●事業担当：九十九里浜は約60kmの弓形でございますが、全てのエリアにおいて津波被害を受けております。

今回の事業箇所は優先して12kmをまず、背後に家屋がある、海水浴などの海岸利用がある、資産があるというところで実施しております。今回の事業を進めるにあたり、その中でも海水浴の利用がある片貝海岸で工事をしておりますが、海水浴場の

あるところから優先順位をつけて進めております。

○委員：ありがとうございました。

○会長：はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○委員：こちらの事業は早期に着手し、人命の被害の軽減を速やかに図るべき事業かと思えます。2点確認をしたいのですが、1点目は事業期間の延伸の理由について、海水浴シーズンの制約とは、新たに何か海水浴場が増えたのか、それとも海水浴期間もやろうとしていたが、理解を得ることが難しかったので、新たな問題として浮上したのか。どちらでしょうか。もし、新たに海水浴場が増えたという形であれば、今後もそのような懸念も考えられますがいかがでしょうか。

●事業担当：2011年の津波被害を受けて、復興事業は10年で完了しました。後継事業として、このコンクリート被覆を10年で、短期的に実施しようということで始めました。

工事については、通年で施工し早期に進める計画でしたが、関係者と調整を図った結果、重機や資材の搬入等も伴いますので、安全面について調整し、海水浴シーズンの夏場は施工できないということとなりました。

これらを見込んで、事業の延伸をお願いしているところです。

○委員：はい、わかりました。ありがとうございます。

今度の新しい事業期間はそれを見込んだ期間設定ということで、海水浴云々に伴うような期間の延伸は、今後ないということによろしいでしょうか。

●事業担当：それも見込んで、今回延伸してございます。

○委員：分かりました。ありがとうございます。

2点目について、今回の事業は経済効果、人命、家屋被害の軽減が第一義であると思えますが、3ページ目の写真を見ますと、復興事業による土堤の整備は土ですので、周辺の自然と一体的になっている一方、今回はコンクリート被覆しますので、人工物が海沿いにできるという、経済効果の部分で景観や観光産業の面から見ると下がる想定ができてしまいますが、手当など考えはお持ちでしょうか。

●事業担当：今回の便益の算定にはお話のようなマイナスと思われる部分は見込んでいません。国から示されている算定手法に基づいて、算定しているところでございます。今後、参考にさせていただければと思います。

○委員：分かりました。今後、そのような方面で不具合等が生じましたら適宜御対応

いただければと思います。以上です。

○会 長：その他いかがでしょうか。景観のことや期間の延伸、津波被害の軽減が図られるのかなど御意見が出たところです。

○委 員：15年間延伸するという内容ですが、予見できなかった内容は何だったのでしょうか。関係機関との調整で予見できないような内容があったと聞こえたのですが、15年をいきなり延長するという、困難な事情をもう少し説明いただけないかと思いました。事業進捗が現在8%しか進んでいない状態で、15年延伸して、工事が完了する見込みが変わったところについても今一度確認させていただけたらと思っております。

また、計算方法やパラメーターの関係だとは思いますが、事業期間を15年延長して、事業費も増えているという中で、前回評価と比べて、費用便益が3.1から3.5に上がっている事情についても、少し教えていただけないでしょうか。

●事業担当：まず、事業期間については2つございまして、海水浴による海岸利用については事業に着手してから関係者との調整で、海岸に近づく利用者が多い時期に工事を行うことは安全面から困難であり、当初通年施工と考えていた部分の期間が取れなかったということになります。

また、九十九里ではハマグリ漁が行われておりまして、漁業関係者とハマグリ採取期間について、事業に着手してから調整を図っていましたが、安全面から工事が着手できない期間が見込まれまして、これらを踏まえて、15年間の延伸が必要になったところがございます。以上が期間についてです。

○委 員：年間で施工できる見込みはどのくらいであったのでしょうか。

●事業担当：当初は1年間通して工事する計画でございましたが、半年程度の施工に変わってしまったところです。

○委 員：事業化5年目にして15年延伸することがないように、できるだけ予見しながら進めていただければと思います。説明上、難しいことだと思しますのでよろしくお願ひします。

●事業担当：この事業の特性上、1日でも早い事業執行に努めて参ります。

次にB/Cの関係でございます。全体の事業費は増やしてはおりませんが、令和3年に完了した復興事業の浸水防護便益を現在価値化しますと便益が増えたため、B/Cが変わってきました。以上です。

○委員：はい、分かりました。なるべく、早期に効果を発揮していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長：そこは本当に重要だと思っており、私も15年は少々長いと思っておりました。それから確認ですが、この便益の前回との比較で、前回のときにももうすでに費用が上がった数字だった、前回も今回と同じ費用追加が入った費用便益ということですか。

●事業担当：前回と、同じ手法、考え方に沿って算出しております。

○会長：今回の追加分というのは、前回の再評価と同じ工事内容ということでよろしいでしょうか。

●事業担当：はい。

○会長：前回の審議時に新たに追加された部分で、計算がされ始めたと思っております。確認をさせていただきました。

その他よろしいでしょうか。

はい。それでは意見をまとめたいと思います。

社会資本整備総合交付金 海岸事業 北九十九里～一宮海岸についてです。対応方針(案)のとおり、事業の継続について了承としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では御異議ございませんので、了承とさせていただきます。本審議会の意見は、対応方針(案)のとおり継続と決定いたします。

なお、ご意見があった部分については、今後事業を進めていくなかで御留意いただければと思います。

## ② 社会資本整備総合交付金(海岸事業)

### 九十九里浜浸食対策

(事業担当(河川整備課)より事業内容を説明)

○会長：御説明ありがとうございました。

それでは御審議をお願いいたします。

御意見御質問ありましたら御発言をお願いします。

○委員：御説明ありがとうございました。

事業効果は今回もB/Cが適切に出ており、重要事業だと思いますので、お進めいただくことで良いと思います。正直、九十九里浜という非常に有名なエリアを維持保全するということの価値が、このような評価手法でしかできないということに、もどかしい気もしています。

その上で、11ページの投資効果の計算でトラベルコスト法を取られたということですが、千葉県観光入込調査報告書の統計には、どこからどのような人が来ているかまで含まれるということでしょうか。トラベルコストですから、移動コストも含まれているのか確認させてください。

●事業担当：千葉県観光入込調査報告書には、どこから来たというようなデータは入ってございません。訪れた人数だけです。今回、このトラベルコスト法の算出にあたり、別途にWebアンケートをとっております。その中で今回、どこから、どれぐらいの人が訪れたかを調べ、算出をしています。

○委員：ありがとうございます。

そういうことでしたら、追加調査をしたということも資料に記載し、調査報告書からのみで算出した数字ではないということをお知らせできるように明記をされた方がいいと思います。

以上でございます。

○会長：私もアンケートをとっているのではないかと考えていました。

ありがとうございます。確認できました。その他いかがでしょうか。

○委員：4ページ目の目標とする砂浜幅を40mとしたのは何を満足するために設定したのかということをお知らせいただきたいのと、北九十九里と南九十九里で養浜量が2万トンと7万トンとありますが、どのように計算されたのか教えてください。

●事業担当：九十九里浜の養浜の事業につきましては、令和2年に策定しました、九十九里浜侵食対策計画という計画に基づき行っておりまして、目標砂浜幅40mの考え方というのは、防護面から見た、必要な砂浜幅を10m、砂浜の季節の変動幅が20m、また、地盤沈下による変動幅10mを足し合わせまして、40m必要と考えております。

また、北九十九里と南九十九里の養浜量については、海岸利用の状況、地元の関係者や事業者との調整により決めており、違いが出ているというところです。

○委員：ありがとうございました。

○会長：はい、ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

○委員：御説明ありがとうございました。事業完了時で施設整備は完了になると思います。ですが、砂の供給元が断たれている以上、恒久的に養浜を続けなければ、砂を毎年何万立米か投入し続けないと目標砂浜幅40mが維持できないということは問題があるように思います。その点について考え方をお聞かせください。

また、現在、地球温暖化も進んでおり、今後の見込みが難しいなか、ハマグリの漁獲量が安定するか確約できない懸念について、お考えをお聞かせください。

●事業担当：まず、砂浜の維持の部分でございます。

今回の事業は令和3年から令和31年となっておりますが、実施した対策の効果や影響を把握するためモニタリング調査を行い、対策の効果を検証して、検証結果をもとに、対策の修正なども行っていきたいと考えております。順応的管理とっておりますが、事業を進めていきながらその状況をモニタリングして、必要に応じて、維持養浜も踏まえ進めていきたいと考えております。

もう1つのハマグリの漁獲に係る地球温暖化による影響についての考えは、データ等も含めて、持ち合わせてございません。

○委員：モニタリングとおっしゃいましたが、屏風ヶ浦を止めたので砂の供給が断たれているわけで、ヘッドランドを設置しても砂の減少率が軽減するだけで、減り続けていくことには変わりありません。そのため、毎年養浜を行い補填しながら対応していくという考え方だと理解しましたが、事業終了後も養浜は継続せざるを得ないという認識でよろしいでしょうか。

●事業担当：我々もそのように考えております。

モニタリングでは現地を確認し、必要な維持養浜は、この事業期間である令和31年以降も実施する必要があると考えられます。

○委員：九十九里浜が維持されることは非常に重要なことではあると思いますが、将来的に養浜し続けなければならない状況に対して、将来世代への責任と申しますか、この辺りのことについても、検討を進めていただければと思いました。ありがとうございました。

○会長：ありがとうございます。

重要な御指摘かと思えます。本当に貴重な資源ですので、どのように守っていくかという根本的なところから、検討は引き続きお願いできればと思います。

その他、いかがでしょうか。

○委員：2点御質問があります。1点目、事業費の増額理由が養浜材の採取箇所が当初の2箇所から6箇所になっていますが、養浜採取箇所を増やした理由を詳しくお聞かせいただければと思います。想定していた2箇所は養浜材が取れなかったのか、また、砂の侵食の方が早くて養浜量を増やさなければならなかったのか、理由によっては費用の増額は今後も見込まれますので、確認したいと思います。

2点目、便益の算定根拠にされている千葉県ハマグリ漁獲量は、千葉県漁業資源課の提供データより算出とありますが、千葉県全体ではなく、九十九里浜の事業対象60kmの範囲内での漁獲量を対象にしているのか、確認をさせていただければと思います。以上の2点です。

●事業担当：2点について説明いたします。

養浜材料の採取箇所が2箇所から6箇所に増えたことによる事業費の増加について、採取箇所は砂浜を漁場としている関係団体、漁業者等々、ハマグリ等への影響を踏まえて、調整をしております。その結果、養浜材の採取箇所が4箇所追加になりました。

採取する際の砂浜に乗り入れるための仮設の敷鉄板の設置、撤去の回数が増えることによって増額となっています。

ハマグリ漁獲量につきましては、九十九里浜に限定した数値です。千葉県全体ではありません。

○委員：ありがとうございます。漁業の影響を抑えるため、同じ土量だが、1箇所当たりの土の採取量を減らしたという理解でよろしいでしょうか。

●事業担当：その通りです。

○委員：わかりました。確認できたので大丈夫です。

○会長：ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

それでは意見が出揃いましたのでまとめたいと思います。

社会資本整備総合交付金 海岸事業 九十九里浜侵食対策事業について、対応方針（案）のとおり、事業継続について、了承としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

では御異議ございませんので、了承とさせていただきます。本審議会の意見は、対応方針（案）のとおり継続と決定いたします。

こちらにも貴重な御意見いただきましたので、今後、事業を進める上で参考にしていただければと思います。

### ③ 社会資本整備総合交付金（河川事業）

#### 一級河川 利根川水系 印旛沼・印旛放水路・長門川

（事業担当（河川整備課）より事業内容を説明）

○会 長：御説明ありがとうございました。

それでは御審議お願いいたします。

御意見御質問ありましたら御発言をお願いします。

まず、先ほど所用により途中退席した委員から、質問を預かっています。

令和7年度末見込みで、長門川の用地補償進捗が0パーセントとなっています。

河川改修は「用地が工程の支配要因」になりやすく、令和19年度完成目標に対して実現性が問われると思うがいかがでしょうか。

また、本事業は治水安全度10分の1ですが、令和元年10月豪雨等の近年外力に対して、計画規模の設定は妥当でしょうか。

●事業担当：長門川につきましては、用地買収が必要無い範囲で段階的に整備を進めており、まずは、鋼矢板護岸の整備を行っております。その後、用地買収と築堤を行う予定です。

また、計画規模の設定についてですが、まずは県内の整備レベルと同じ10分の1規模の整備を完了させる計画でおります。

○会 長：10分の1規模の整備はよろしいかと思いますが、令和元年10月豪雨の外力に対して、見直しはされたかとの問いに対しては如何でしょうか。

●事業担当：令和元年の大雨を受けて整備レベルの見直しはしてありませんが、令和元年の大雨等は非常に大きい外力の雨であったこともあり、ハード整備以外にも対策を行っているところです。具体的には、大雨が降る予報が出た際に、印旛沼の水位をあらかじめ低下させておく、「予備排水」を行うことによって浸水被害の軽減に取り組んでおります。

○会 長：はい、分かりました。状況に合わせて様々な施策を検討されているということ

で理解しました。ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

○委員：この工事に関しては治水の観点からも重要だと思しますので、進めていただくことに異議はありません。資料にそれぞれ代表横断図が掲載されておりまして、そのなかに植栽の観点も入っているので問題ないと思いますが、水と緑というものは国交省でも、河川環境の整備や保全の中で植生工法等を生かして水と緑の環境を大事にしましょうと言われており、都市の中でも大事な要素ですので、そういったものも踏まえて、水と緑の多様な機能に着目しながらこのような河川整備を行いたいということが進められております。断面図を見る限り、御配慮いただいていると思いますが、今後、工事を進めるにあたって引き続き御配慮いただければと思います。以上、要望です。

○会長：ありがとうございます。この辺りは自然豊かなところですので、御意見のとおりしっかり対応いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

それでは意見が出揃いましたのでまとめたいと思います。

社会資本整備総合交付金 河川整備事業 一級河川利根川水系印旛沼・印旛放水路・長門川について本審議会の意見は対応方針（案）のとおり、事業の継続について了承としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

では御異議ございませんので、了承とさせていただきます。本審議会の意見は、対応方針（案）のとおり継続と決定いたします。

様々な御意見がありましたので、事業を進める上で参考にしていただければと思います。

○会長：以上で、議事（１）を終了いたします。

## ■議事（２）その他

○会長：次に、議事（２）その他について、事務局から何かございますか。

●事務局：事務局でございます。今年度第６回の審議会については、２月２日（月曜日）午後４時３０分から開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

○会 長：委員の皆様からは、何かございますか。

議事進行に御協力いただきありがとうございました。

以上で、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。